

令和2年4月20日

港区立御成門中学校保護者の皆様

港区立御成門中学校
校長 佐藤 太

学校の臨時休業に伴う学校給食の取扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染防止に向けた国の要請及び緊急事態宣言を受け、現在、5月6日（水）までの臨時休業が決定したところですが、中止となった給食費につきましては、下記の通りの取扱いとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 令和2年3月分給食費について

令和2年3月2日から、「1食単価×3月の給食実施予定回数」で給食費を返金いたします。
（※振込手数料は港区教育委員会が負担します。）

【昨年度1、2年生への返金額】 324円（1食単価）×15（回数）＝4,860円

【昨年度3年生への返金額】 324円（1食単価）×11（回数）＝3,564円

2 令和2年4月以降の給食費について

令和2年4月分の給食費は、徴収いたしません。

令和2年度の給食費は、学校給食開始後、実施回数を算定し徴収します。

[問合せ]

港区立御成門中学校 副校長 阿部俊幸

電話 03-3436-3568